

令和3年度埼玉県准看護師試験実施要領

1 試験日時

令和4年2月6日（日曜日）

集合・着席時間 午後1時

試験時間 午後1時30分から午後4時まで

※災害及び新型コロナウイルス感染症等の影響がある場合は、試験の中止、延期を検討する。

2 試験会場

聖学院大学（上尾市戸崎1番1号）

※定員超過その他やむを得ない場合は、他の会場を使用する場合がある。

3 受験資格

- (1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者(令和4年3月に修業する見込みの者を含む。)
- (2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者(令和4年3月に卒業する見込みの者を含む。)
- (3) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者(令和4年3月に卒業する見込みの者を含む。)
- (4) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者(令和4年3月に修業する見込みの者を含む。)
- (5) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者(令和4年3月に卒業する見込みの者を含む。)
- (6) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前述（3）から（5）までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- (7) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、前述（6）に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

4 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

5 提出書類

(1) 受験願書

(2) 写真1枚

出願前6か月以内に撮影した正面上半身無帽、無背景のもので、縦6cm、横4cmのものを、受験願書の指定箇所に貼り付けること。裏面には氏名を記入すること。

(3) 受験資格を証する書類

ア 「3 受験資格」の(1)から(5)までのいずれかに該当する者は、修業証明書又は卒業証明書

イ 「3 受験資格」の(6)に該当する者は、厚生労働大臣の看護師国家試験受験資格認定書の写し(埼玉県保健医療政策課にて当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの)

ウ 「3 受験資格」の(7)に該当する者は、都道府県知事の准看護師試験受験資格認定書の写し(埼玉県保健医療政策課にて当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの)

エ アに規定する修業証明書又は卒業証明書を願書提出期間内に提出することができない者は、当該書類に代えて修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出すること。

なお、その者にあつては、令和4年2月18日(金曜日)(当日消印有効)までに修業(卒業)証明書又は修業(卒業)確定証明書のいずれかを埼玉県保健医療政策課に郵送により提出すること。また、修業(卒業)確定証明書を提出した者については、令和4年3月11日(金曜日)(当日消印有効)までに修業(卒業)証明書を同課に郵送により提出すること。

指定された日までに提出しない場合は、受験を無効とする。

(4) 戸籍抄本

受験資格を証する書類の氏名が現在の氏名と同じ場合は、提出する必要はない。

6 受験手数料

6,900円分の埼玉県収入証紙を受験願書の指定箇所に貼り付けること。消印はしないこと。

受験願書等試験に関する書類を受理した後は、試験手数料は返還しない。ただし、正当な理由があると認めるときは、この限りではない。

7 受験願書の受付

(1) 受付方法

簡易書留により、受験願書等を埼玉県准看護師試験センターあて提出

(2) 受付期間

令和3年12月6日（月曜日）から12月10日（金曜日）まで（当日消印有効）

8 合格発表

令和4年3月8日（火曜日）午前10時から午後5時まで、埼玉県庁本庁舎1階南側エレベーター前に合格者の受験番号を掲示する。電話等による照会には応じない。

また、合格者には合格証書を郵送する。

※ 埼玉県保健医療政策課ホームページに合格者の受験番号を掲載する。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/eiseishiken/goannai.html>

なお、合格発表日から6か月間、埼玉県県政情報センターにおいて、受験者本人に限り自己の総得点を知ることができる。その際は、受験者本人が受験票を持参すること。

受付時間：月～金曜日（祝日及び年末年始を除く。）

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

9 その他

- (1) 受験者は、「3 受験資格」(1)～(7)いずれかの受験資格を有する者のうち、埼玉県内の学校、養成所及び大学を卒業又は修業した者（卒業見込み又は修業見込みの者を含む。）及び埼玉県内在住者を優先し、それ以外の者については、試験会場の収容人員等を考慮し受入を行う。
- (2) 受験願書等の用紙は、埼玉県保健医療政策課又は埼玉県准看護師試験センターで配布したものを使用すること。
- (3) 試験会場について、定員超過その他やむを得ない場合は、他の会場を使用する場合がある。
- (4) 試験会場には、問い合わせの電話をかけないこと。
- (5) 試験会場には受験者用の駐車場はないので、自動車での来場は禁止する。
- (6) 試験日当日、試験会場周辺で有料にて可否通知等の受付を行っている者がいても埼玉県庁とは一切関係ないので注意すること。
- (7) 試験に関する問い合わせは、埼玉県保健医療政策課又は埼玉県准看護師試験センターが対応する。
- (8) 試験実施に当たり、新型コロナウイルス感染症拡大防止について、必要な措置をとるものとする。